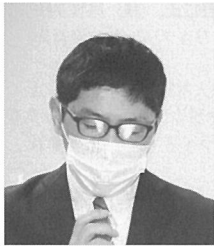


尾張西支部

法令講習会

- 日 時：令和5年3月16日（木）午後2時～
- 場 所：尾張一宮駅前ビル 2階大会議室
（一宮市栄3丁目）
- 参加者：34名

尾張西支部（富田昭夫支部長）は、電子化されつつある企業の事務処理について、また、社員の働き方について、今後の課題及び対策をテーマとした法令講習会を開催しました。



司会進行の
佐藤副支部長

講習会は佐藤智和副支部長が司会進行を担当され、開催にあたり受講中はマスク着用をお願いをアナウンスしました。



開会の挨拶をする
富田支部長

開会の挨拶で富田支部長は「これまでコロナ禍にあり、なかなか講習会を開催することができませんでしたが、数年ぶりに講習会を開催することができました。本日は2022年1月に施行された電子帳簿保存法や電子契約は私たちの業務に直結して重要なテーマを取り上げました。また、働き方改革については改正ポイントを再度ご確認くださいね」と述べました。

第1部「ワンストップ電子契約サービス」

講師：free サイン（株）杉山一彦氏

始めに同社の電子契約システムについて、free サインの特徴やサポート体制、「全産連プラン」とは、free サインの強みはサポートの充実、納得いただけ



講義をする杉山講師

る料金システム、エンタープライズ層が利用する堅牢性の高いシステムであるとの紹介がありました。電子帳簿保存法の改正のポイントとして、書類の受け取り方に応じて保管のルールが異なる。令和5年度税制改正大綱の解説では、電帳法違反に伴うペナルティ（電帳法を守らないデータ保管を行った、改正を守らず紙保管を続けた場合等）について話がありました。

第2部「働き方改革」

講師：安江社会保険労務士事務所 安江美和子氏
労働基準法等の主な改正点



講義をする安江講師

・労働時間の適正把握

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに沿い、使用者は労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し適正に記録する。

・時間外労働の上限規制（法第36条）

36協定で定めることのできる時間外労働の上限は月45時間・年360時間となるが、臨時的な特別な事情で労使が合意する場合もあるが規定の時間内（時間外労働が年720時間以内等）となっている。

・年5日の年次有給休暇の確実な取得（法第39条）

同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっている。

・月60時間超えの時間外労働に対する割増賃金率引き上げ（法第138条）

中小事業主に対しても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%以上とする規定を適用する。

他にも、労働条件の明示の方法（労基則第5条第4項関係）、過半数代表者の選任（労基則第6条の2関係）について話があり閉会となりました。

